

京都市立小学校、中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第12号

京都市立小学校、中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校、中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条中「並びに職員の給与、勤務時間等に関する規則」を「、職員の給与、勤務時間等に関する規則」に改める。

第5条を次のように改める。

(育児短時間勤務職員等の週休日等)

第5条 条例第31条の規定による地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定による承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の週休日及び勤務時間の割り振りは、校長が職員ごとに定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)